

遠別町起業化支援事業補助金交付要綱 (平成 30 年 12 月 28 日要綱第 17 号)

(趣旨)

第 1 条 町では、町内において、起業に向けた取組を支援するため、起業時における開業経費等の必要な経費の負担を軽減することにより、新たな起業への取組を奨励し、もって地域経済の活性化を図り、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、遠別町振興補助規則（平成 14 年規則第 13 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意味は当該各号に定めるところによる。

- (1) 起業 次のいずれかに該当する場合をいう。ただし、農業、林業、漁業、金融・保険業、学校教育、医療・福祉、公務及びこれに類する事業並びに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）の許可を受けることができない事業を除く。
 - ア 事業を営んでいない個人が所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 229 条に規定する開業の届出により、遠別町内に事業拠点を設け、新たに事業を開始する場合
 - イ 事業を営んでいない個人又は遠別町外で事業を営む法人が遠別町内に事業拠点を設け、新たに会社を設立し、事業を開始する場合
 - ウ 遠別町内に住所を有する農林漁業者が、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号）第 5 条の規定に基づく総合化事業計画の認定を受けた場合、総合化事業計画の認定を目指す場合、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号）第 4 条の規定に基づく農商工等連携事業計画の認定を受けた場合及び農商工等連携事業計画の認定を目指す場合
 - エ 事業を営んでいる個人又は法人が、新事業展開（既存事業とは異なる事業分野又は業種への進出を図ることをいう。）する場合
- (2) 起業の日 法人の場合にあっては、会社設立の日、事業開始の日又は客観的に事業に着手していると認められる日をいう。個人事業者の場合にあっては、開業の日、事業開始の日又は客観的に事業に着手していると認められる日をいう。

(補助金の交付対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、補助事業の年度内に町内において起業を予定している者又は、町外の中小企業が町に支店等の事業拠点を設ける場合であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、町長が適切でないと判断した場合は、この限りではない。

- (1) 補助金の交付申請を行う日において、現に遠別町内に住所を有する個人
 - (2) 補助金の交付申請を行う日において、現に法人登記簿上の本社又は支店等の所在地を遠別町内に置く法人（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成 11 年法律第 18 号）第 2 条で定める中小企業者に限る。）
- 2 前項の補助金の交付対象者は、次の各号いずれかに該当する者であってはならない。ただし、前項第 2 号の法人の役員等は、次の第 2 号から第 6 号までのいずれかに該当する者であってはならない。
- (1) 別表に定める事項を滞納している者がいる世帯に属する者
 - (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団員又は暴力団に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
 - (7) 町の工事及び受託事業のみで新たに拠点を設ける個人又は法人
 - (8) その他町長が適当でないと認めたる者

(補助金の交付対象事業)

第 4 条 補助の対象となる事業は、町長が別に定める遠別町起業化支援事業公募要領（平成 27 年要領第 3 号。以下「要領」という。）により認定された事業とする。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとし、町長は、補助対象事業を行うために必要な経費であって、必要かつ相当と認めるものについて、予算の範囲内において補助金を交付する。ただし、当該事業の実施に当たり、国、北海道その他の団体からこの補助金の補助対象経費を対象とした補助金の交付を受給する又は受給した場合には、当該補助金相当額をこの補助金の補助対象経費の額から控除する。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、交付申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書及び収支予算書
- (2) 個人の場合は住民票、法人の場合は、登記事項証明書及び定款の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の申請書を受理したときは、規則第2条の規定に基づき、その内容を審査し、補助金を交付することが相当と認められるときは、補助金の額を決定し、補助金等交付指令書により申請者に通知するものとする。

2 補助金の交付決定を受けた者は、遠別商工会に加入しなければならない。

(補助事業の変更)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)が、補助金の内容に関し計画を変更しようとするときは、規則第5条の補助金等変更承認申請書を町長に提出しなければならない。

2 町長は前項の申請書を受理したときは、規則第9条第2項に基づき、その内容を審査し、変更を承認したときは、補助金等変更指令書により補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、速やかに規則第7条の補助事業等実績報告書に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書及び収支決算書
- (2) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条の規定により報告を受けたときは、規則第14条の規定に基づき、その内容を審査し、交付の決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書により補助対象者に通知するものとする。ただし、実績をもって交付申請しているものの補助金の額の確定は、同条ただし書きを準用する。

(補助金の取消し及び返還)

第11条 町長は、次の各号いずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し又は補助対象者に対し補助金の一部又は全部の返還を求めることができる。なお、補助対象者にやむを得ない理由があると認めるときは、当該補助対象者の申し出により、町長は補助金の返還の命令の一部又は全部を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する補助金の交付対象者の要件を欠くに至ったとき。
- (2) 起業の日から起算して5年以内に営業を休止、廃止、移転、売却及び譲渡等したとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) その他町長が不相当と認めたとき。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成 31 年 1 月 7 日から施行する。
- 2 なお、この要綱の施行日前に認定を受けた補助金並びにこれに伴う実績報告、取消し及び返還の適用については、従前の例による。

附 則 (平成 31 年 2 月 28 日要綱第 4 号)

この要綱は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 31 年 3 月 25 日要綱第 10 号)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 6 月 30 日要綱第 27 号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 5 年 4 月 1 日要綱第 11 号)

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

町税等	個人法人町民税
	固定資産税
	軽自動車税
	国民健康保険税
	後期高齢者医療保険料
	介護保険料
公共料金等	上下水道使用料
	公営住宅使用料
	保育料
	学校給食費
	町立病院診療費
その他、町に納付又は納入すべき金銭	

別表 2 (第 5 条関係)

交付対象事業 事業内容	補助対象経費 (区分・経費の内容)	補助金の額	
		補助率	補助限度額
起業するために必要な施設の建築及び改修等を行う事業	左欄に掲げる事業に要する経費のうち、次に掲げる経費の合計額 工事請負費及び修繕費 事務所、店舗の建設費、改修費等 備品購入費 設備、機械装置等の購入費等 上記に掲げるもののほか、町長が必要かつ適当と認める経費	3/4以内	500万円